

がい こく じん りゅう がく せい

外国人留学生ハンドブック2022



2022.10

留 学 生 相 談

もし、何か困ったら・・・

岐阜大学での留学中に、生活面や勉強などで何か困った事があつたら一人で悩みを抱え込まずに、どんな事でも相談に来てください。

相談先： グローカル推進機構留学支援室留学支援係（10:00～17:00）

TEL : 058-293-2137 (Ext. 2137)

メール：direcent@gifu-u.ac.jp



上記の外、次のところでも相談ができます。

- ・ 保健管理センター 利用時間：8:30～17:00

TEL: 058-293-2174

詳細は、8ページを見てください。

もくじ 目次

りゅうがくせいそうだん
留学生相談

I. 勉学・生活上の支援組織	1
1. 指導教員	
2. 留学生担当事務	
3. 留学生指導	
4. 各種相談窓口	
(1) キャリアセンター	
(2) 保健管理センター	
(3) キャンパスライフヘルパー	
(4) チューター	
II. 日本語教育	2
III. 在留手続き	2
1. 在留カードの手続き	
2. 転入届け	
3. 国民健康保険・国民年金への加入	
4. 在留期間の更新	
5. 資格外活動許可	
6. みなし再入国許可と一時出国	
7. 休学をする場合	
8. 卒業・修了後の就労に関する在留資格変更手続	
9. マイナンバー制度	
10. 出入国在留管理局	
IV. 宿舎	6
1. 岐阜大学国際交流会館 (A棟・B棟)	
2. 岐阜大学黒野寮	
3. 公営住宅	
4. 民間アパート	
5. 宿舎の保証人制度	
V. 授業料等	7
1. 授業料等	
2. 授業料の納入	
3. 授業料減免制度	
VI. 奨学金 (私費外国人留学生のための奨学金)	7
VII. 医療・健康	7
1. 国民健康保険 (医療費の補助制度)	
2. 国民年金	
3. 病気になつたら	
(1) 保健管理センター	
(2) 病院	

(3) 救急車

VIII. 生活 8

1. 生活支援

(1) 岐阜大学外国人留学生援助会

① 耐久物品の貸出

② 生活一時金の貸付

(2) その他

① 学生教育研究災害保険

② 外国人留学生（インバウンド留学生向け）インバウンド付帯学総

③ 留学生保障制度

(3) 公共交通機関

① 学割

② アユカ

(4) 安全なくらし

① 交通ルール

② 自転車の運転

③ 自動車・バイクの運転

④ 交通事故にあった場合

⑤ 防災

IX. 家族 1 1

1. 家族ビザ

(1) 申請

(2) 更新

(3) 出生

2. 子供の教育

(1) 保育園（所）

(2) 幼稚園

(3) 小・中学校

3. 家族の就労

資料1. キャンパスマップ 1 3

資料2. 在留手続き一覧 1 4

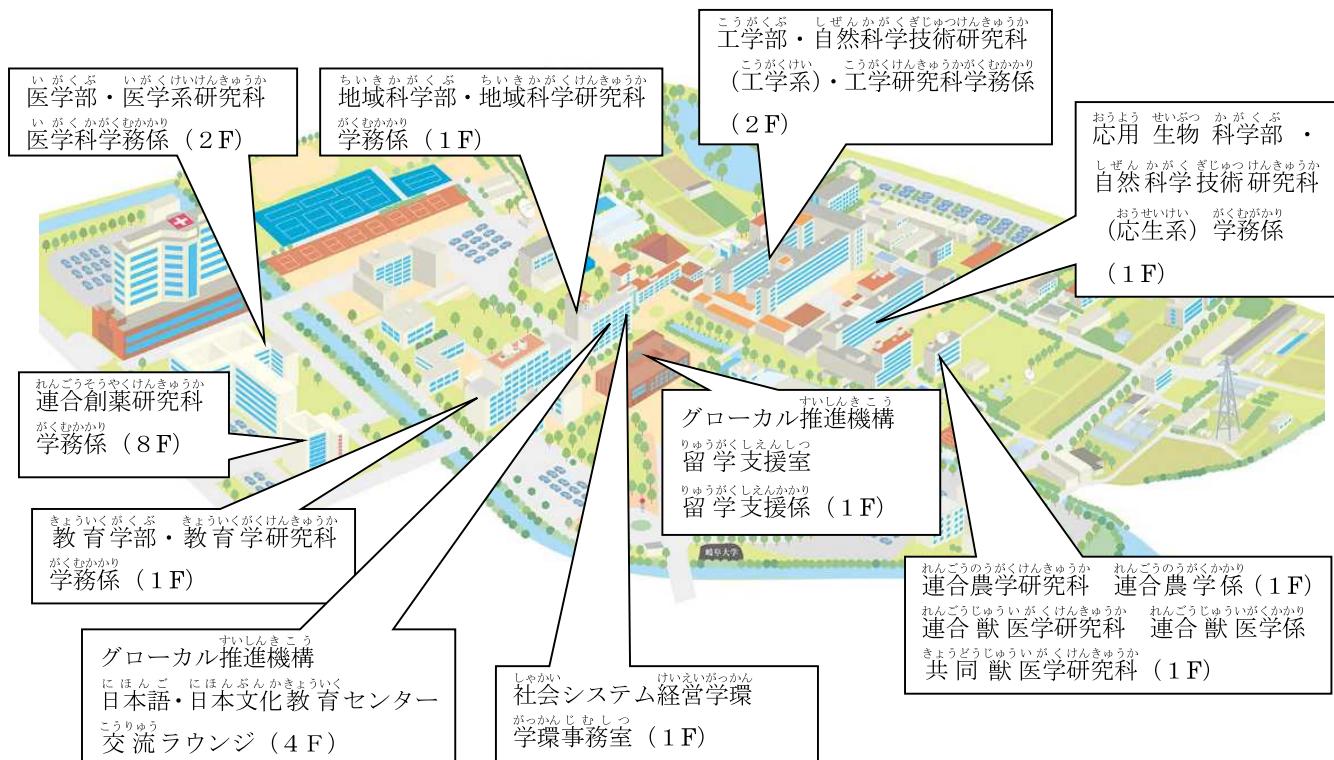
I. 勉学・生活上の支援組織

1. 指導教員

学生生活・学習・研究などで悩みがあるときには、指導教員に相談をする事ができます。
事前に予約をしてください。詳しくは各学部・研究科の担当係に聞いてください。

2. 留学生担当事務

各部局の担当係で入学手続き、各種補助金の申請、証明書の交付申請等の事務及び学習や生活上の助言を行っていますので、気軽に相談してください。



3. 留学生指導

留学生のみなさんの勉学や生活に関する相談や指導・助言を行っていますので、何か問題があったら、グローカル推進機構留学支援室に相談をしてください。

グローカル推進機構留学支援室

TEL : 058-293-2011 (Ext.2011)

E-mail : direcent@gifu-u.ac.jp

4. 各種相談窓口

前記3. の外、キャンパス内には、次の相談窓口があります。

(1) キャリアセンター (大学会館1F)

キャリア形成支援、自立活動支援、就職支援などをしています。また、「なんでもコーナー」では、大学生活でのキャリア形成における様々な問題や悩みの相談も行っています。

(2) 保健管理センター

病気や怪我の応急処置、心の相談、その他の健康相談、健康診断などをています。詳しくは、8ページを見てください。

(3) キャンパスライフヘルパー

勉学や生活で困っている事、友人関係の悩みやセクシャル・ハラスメントに関する相談を各学部・保健管理センター・学務部などの教職員が担当しています。

(4) チューター

学部・研究科によっては留学生に、チューター(日本人又は留学生)がつきます。学業や生活で困っている時に手伝ってくれます。詳しくは、所属の学部・研究科で聞いてください。

II. 日本語教育

グローバル推進機構日本語・日本文化教育センターでは、留学生を対象に日本語研修コース(集中コース・一般コース・生活日本語コース)を開講しています。学部所属正規学生、留学ビザを取得していない学生や留学生の家族、外国人研究者は受講できません。

日本語研修コースの受講希望者は、渡日前(9・3月)に指導教員を通じて担当学部・研究科から申請を出してもらっています。

その申請者には、プレイスメントテストがあります。「来日後のチェックリスト」に詳細が載っているので、確認をしてください。分からぬ人は、日本語・日本文化教育センターに問い合わせしてください。

また、次の学期の申請の際も、指導教員を通じて学部・研究科から申請をしてもらいますので、受講を希望する場合は、担当学部・研究科で確認をしてください。継続して受講する場合も申請が必要です。

また、日本語・日本文化教育センター内にある交流ラウンジ(午前10時から17時まで)には、チューター(午後2時45分から4時45分まで)がいますので、日本語学習の助言が受けられます。ラウンジには、パソコン(3台)・プリンター(1台)があり、PCアカウントがあれば利用できます。

日本語・日本文化教育センター

交流ラウンジ TEL: 058-293-3392 (Ext.3392)

III. 在留手続き

日本に滞在するには、多くの在留手続きをしなければいけません。どの手続きも**大変重要**です。必要な手続きは忘れることのないようにしてください。もし、手続きを怠ると処罰の対象になる場合があります。在留手続きに必要な書類は、資料2(p.14)にありますので参考にしてください。

★ 渡日後すぐのこと

1. 在留カードの手続き

日本に90日以上滞在する留学生は、空港で「在留カード」を発行してもらいます。このカードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されます。

この「在留カード」は、外出する際には、必ず持ち歩いてください。

2. 転入届け

転入届けは、各市町村役場で、日本入国から14日以内に在留カードを持って届け出ます。日本国内から引っ越しをしてきた学生も、異動後14日以内に転入届けを提出する必要があります。

3. 国民健康保険・国民年金への加入

在留カードを持っている学生は、転入届けの手続きと同時に、市町村役場で国民健康保険国民年金の加入手続き、減免申請をしてください
次のサイトに国民年金について様々な言語での説明が載っています。参考にしてください。

★日本年金機構ホームページ



渡日後1年又は2年後のこと

4. 在留期間の更新

留学生が日本に在留を許可される期間は、3ヶ月、6ヶ月、1年、1年3ヶ月、2年、2年3ヶ月、3年、3年3ヶ月、4年、4年3ヶ月のいずれかです。この期間は、大学で許可された期間とは違う場合があります。在留期間を超えて日本で在留を希望する場合には、在留期間の更新を出入国在留管理局で行ってください。手続きの方法は、所属学部・研究科又はグローバル推進機構留学支援室で聞いてください。更新手続きは絶対に忘れないようにしてください。更新しない場合は、不法滞在とみなされ、国外退去扱いになる場合もあります。

5. 資格外活動許可

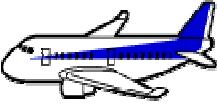
「留学」ビザは、働く事ができない在留資格です。留学生が、学費その他の必要経費を補うためにアルバイトを希望する時には、「資格外活動許可」を受けなければなりません。資格外活動許可の申請には在留カードが必要で、この申請は、新規入国者の場合は空港で、その他的学生は出入国在留管理局で行います。この許可なしで、アルバイトをしたり、許可された範囲を超えてアルバイトをすると処罰の対象になりますので、注意してください。許可を受けた留学生は、1週間28時間以内のアルバイトができます。この手続きの書類は、所属学部・研究科でもらってください。国費留学生と交換留学生は、アルバイトは原則禁止となっております。(学内におけるRA, TA等を除きます)

なお、アルバイトが決まったら「勤務報告書」を所属学部・研究科に提出してください。
アルバイト先を変更した場合にも、報告をしてください。

また、休学中や卒業(修了)後は、たとえ資格外活動許可の期限内であっても、アルバイトはできません。

6. みなし再入国許可と一時出国

日本に滞在中に母国に帰ったり、日本から他の国に行く場合には、「みなし再入国許可」により出国する制度があります。出入国する際に、必ず在留カードを提示してください。



このみなし再入国許可により出国した学生は、出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われます。また、在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

また、海外へ行く際には、指導教員と所属学部・研究科の担当係に「一時出国届け」を提出してください。

7. 休学をする場合

「留学」の在留資格で日本に滞在する留学生が、正当な理由なく留学生としての活動を継続して3カ月以上行わない場合、在留資格取り消しの対象となります。そのため、留学生が休学する場合には、正当な理由を除き、すみやかに帰国する必要があります。

また、休学中に在留資格「留学」のまま、在留資格活動許可があってもアルバイトを行なうことは認められていませんので、注意をしてください。

8. 卒業・修了後の就労に関する在留資格変更手続

卒業後も引き続き日本に滞在する場合には、すみやかに在留資格を変更してください。

卒業後、留学ビザの残っている期間は在留できるという訳ではなく、帰国の準備期間として考えてください。この期間は、資格外活動許可があっても資格外活動（アルバイト）はできません。

(1) 日本で就職をする場合

現在の「留学」の在留資格を「人文知識・国際業務」、「技術」など就労可能な在留資格に変更する必要があります。

(2) 引き続き就職活動をする場合

在学中も就職活動をしていて卒業・修了後も引き続き就職活動をする場合には、在留資格を「特定活動」へ変更する必要があります、この在留資格で6カ月間、更新して最長1年間は引き続き日本に滞在して就職活動をすることができます。この申請には、大学からの「推薦書」が必要となりますので、卒業・修了する前に各学部・研究科に申し出てください。

9. マイナンバー制度

「マイナンバー」は、一人一つだけの番号で市役所などの手続きに必要となる大切なものです。居住する家に市町村から簡易書留の手紙が届きます。この手紙の中に「通知カード」が入っています。

この「通知カード」は、捨てたり破ったりしないで、大切に保管してください。手紙の中には、「個人番号カード」の申込書が入っています。郵送で申し込みが可能です。この「個人番号カード」は、身分証明書として使用でき、市町村によってはコンビニエンスストアで住民票をもらうことができるとても便利なカードです。

マイナンバーを不正に使用されないため、必要がなければ他の人にカードを見せたり、マイナンバーを教えないように気を付けてください。

このマイナンバーの「通知カード」「個人番号カード」は、帰国の時に返却をする必要が
ありますので、大切に保管をお願いします。

10. 出入国在留管理局

名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所

住所 ●〒500-8812 岐阜市美江寺町2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館4階

電話番号 ●058-214-6168

受付時間 ●月曜～金曜 9:00～12:00 13:00～16:00



行き方 ●岐阜バス 岐阜大学停留所から E16 岐南町線 岐南町三宅行き 乗車 →
今沢町下車 → 金華橋通り/県道151号線に向かって西へ徒歩6分

名古屋出入国在留管理局

住所 ●〒455-8601 名古屋市港区正保町5丁目18番

電話番号 ●0570-052-259 (留学審査部門) 受付時間 ●月曜～金曜 9:00～16:00



行き方 ●JR名古屋駅下車、あおなみ線「港北」駅下車、徒歩2分

IV. 宿舎

1. 岐阜大学国際交流会館 (A棟・B棟)

この国際交流会館 A棟・B棟は、外国人留学生のための宿舎です。入居の時期は、4月と10月です。入居の募集は、1月（4月入居）と7月（10月入居）に行いますので、所属学部・研究科の掲示板に注意して、各学部・研究科で申し込んでください。

施設：单身室（6室）、家族室（7室）、夫婦室（14室） 補食室、洗濯室があり、各部屋には、ベッド、机、椅子、洋服ダンス、本棚、冷蔵庫、ユニットバス（B棟单身室は、各階共同のシャワールーム）、トイレ、エアコン等が備え付けられています。また、各部屋・ロビーでは、インターネット接続が可能です。

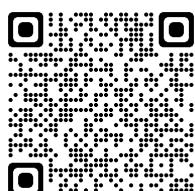
住所：〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 岐阜大学国際交流会館

2. 岐阜大学黒野寮

この寄宿舎は、主として学部学生のための寮です。日本人学生と一緒に寮で男子寮と女子寮に分かれています。

入居を希望する場合は、学務部学生支援課（TEL：058-293-3198）に尋ねてください。また、下記のHPを参照してください。

★岐阜大学学生寮（黒野寮）ホームページ



3. 公営住宅

岐阜市営住宅と県営住宅があります。これらの入居申込みは、岐阜県住宅供給公社で行われます。申込み方法などについては、岐阜県住宅供給公社に問い合わせてください。

岐阜県住宅供給公社（TEL：0584-81-8503）

岐阜県住宅供給公社岐阜事務所（TEL：058-265-4141 内線 2851～2855）

4. 民間アパート

岐阜大学消費生活協同組合：<http://gucoop.jp/>（大学生協）では、下宿、アパート等の斡旋を行っていますので、希望のある方は相談してください。その他、アパート斡旋業者でアパートを借りる事ができます。

5. 宿舎の保証人制度

留学生（在留資格が留学ビザの学生）が宿舎の賃貸契約を結ぶ際、留学生が公益財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」保険（保険料1年間4,000円、2年間8,000円、継続の場合6か月間2,000円）に加入することを条件に、岐阜大学が連帯保証をします。ただし、卒業又は退学等により学校に在籍しなくなった場合には、岐阜大学による連帯保証は終了します。保険の加入期間は、「1年間」または「2年間」、保険の継続をする学生は「6

か月間」の補償期間が選択できます。

この保険は、海外旅行保険と保証人補償基金の二つで構成されています。保険の手続き及び保証書の発行は、グローバル推進機構留学支援室（以下、留学支援室）で行っています。賃貸契約期間中に保険の期間が切れる事がないように、「留学生住宅総合補償」保険の更新手続きを留学支援室で行ってください。また、住居の変更をする学生は、留学支援室へ申し出てください。保険の期間が残ったまま、帰国することになった場合は留学支援室で手続きをすれば返金される場合があります。また、他人に怪我をさせたり、他人の物を壊したり、日常生活・アパートで事故を起こした場合又は、住所変更、進学をした場合には、留学支援室に連絡してください。

V. 授業料等

1. 授業料等

学生の所属する身分によって検定料・入学料・授業料の金額が違います。

2. 授業料の納入

岐阜大学から納入方法のお知らせがありますので、その書類に従ってください。納入方法が分からぬ場合は、所属学部・研究科事務室又は、グローバル推進機構留学支援室に聞きに来てください。



3. 授業料減免制度

私費留学生の中で正規学生である場合、学業が優秀で、経済的な理由により授業料の納付が困難な場合、授業料免除の申請をすれば、授業料が減免される場合があります。

しかし、減免される確率は低いので、授業料を支払う準備が必要です。申請時期は、各学部・研究科の学務情報システム内の【Information】に掲示されますので、注意してください。詳細は、学務部学生支援課に問い合わせてください。

学生支援課：TEL：058-293-2149

VI. 奨学金（私費外国人留学生向けの奨学金）

私費外国人留学生対象の奨学金には、たくさんの種類の奨学金があります。大学の推薦枠に制限のある一部の奨学金については、年に一回7月頃にある「岐阜大学私費外国人留学生民間奨学生候補者」に申請しなければ推薦されないようにになっています。「岐阜大学私費外国人留学生民間奨学生候補者」の対象でない各奨学金は、その都度募集をします。詳細については、各所属学部・研究科又はグローバル推進機構留学支援室に問い合わせてください。なお、奨学金の情報は、次の大学WEBサイトにて最新情報を確認できます。

★岐阜大学グローバル推進機構ホームページ（私費外国人留学生向け奨学金）



VII. 医療・健康

1. 国民健康保険（医療費の補助制度）

日本には医療費の負担を軽くするための医療費補助制度があります。日本に在留資格「留学」で在留カードを持っているすべての留学生は、国民健康保険に加入しなければなりません。この保険の加入は、各市町村役場で手続きができます。医療機関（病院）で診療を受けた場合、この保険に加入していると、自己負担額は保険対象の医療費の30%となります。また、保険料は、世帯（家族）の収入や人数などを基にして決められますので、世帯によって違います。収入が少ない場合、手続きを行えば、保険料の減免制度を利用できます。詳しいことは、次のところに問い合わせてください。

問い合わせ先：岐阜市役所 国保年金課 (TEL : 058-265-4141 (代表))

2. 国民年金

日本に住民票を持っている20歳以上60歳未満の方は、国籍を問わず国民年金へ加入して、保険料を納めることが義務づけられています。年金は、加入者の納める保険料と国の負担によって運営され、加入者が高齢になった時や、不慮の事故などで障害者となって働けなくなった場合に支払われます。学生の場合の保険料は、市役所で手続きすれば免除されます。

詳しいことは、次のところに問い合わせてください。

問い合わせ先：岐阜市役所 国保年金課 (TEL : 058-265-4141 (代表))

3. 病気になつたら

(1) 保健管理センター

保健管理センターでは、応急処置、健康診断、心の相談、その他の健康相談などを行っています。毎年、健康診断があります。すべての留学生（研究生や特別聴講学生などを含む）は、毎年健康診断を必ず受けてください。

(2) 病院

病院にかかる場合には、国民健康保険に加入している学生は、医療費の70%が負担軽減されるので、必ず国民健康保険証を持って行ってください。もし、入院をするになつてしまつたら、必ず所属学部・研究科の担当係に連絡してください。大学の近くの病院は、下記のHPを参照してください。

★岐阜大学保健管理センターホームページ

(Map of Medical Institutions in the ★ Gifu University Area)



(3) 救急車

きゆうびょう じゅうだい けが ぱあい ばん でんわ きゅうきゅうしゃ よ
急病や重大な怪我をした場合には、119番に電話して救急車を呼んでください。
きゅうきゅうしゃ よ ぱあい かんじや ぱしょ つた
救急車を呼んだ場合、患者のいる場所をしっかりと伝えてください。
きゅうきゅうしゃ にほん むりよう からな きんきゅう ちりょう ひつよう ぱあい りよう
救急車は、日本では無料ですが、必ず緊急に治療を必要とする場合のみ利用して
ください。

VIII. せいかつ 生活

1. 生活支援

(1) 岐阜大学外国人留学生援助会

留学生の皆さんの各種活動を援助し、学生生活の健全な発展を図ることを目的として
留学生援助会は、様々な支援事業を行っています。

① 耐久物品の貸出

留学生本人に、物品の貸出を行っています（貸出数に限りがあります）。期間は1年で、毎年更新して最長4年借りることができます。貸出の希望者は、グローカル推進機構留学支援室に申請してください。



② 生活一時金の貸付

がくひ しはら いがい もくべき せいかつひ じゅうたくひ いりょうひ いちじきこくひ いちじてき
学費の支払い以外の目的(生活費、住宅費、医療費、一時帰国費など)で、一時的、
りんじてき たがく ひよう ひつよう ばあい まんえん げんど わりし せいど
臨時的に多額の費用が必要な場合、10万円までを限度に無利子で貸し付ける制度
があります。返済は5か月以内で、貸付は一年度に一回限りです。貸付について条件
もありますので、希望する学生は、グローカル推進機構留学支援室に相談してください。

(2) その他

① 学生教育研究災害保障

講義・実験・実習などによる授業中、大学の行事中、課外活動中、通学などで不慮の事故により学生が死亡又は身体に障害をうけた時に支払われます。6ヶ月以上在籍する私費外国人留学生の場合は、岐阜大学外国人留学生援助会が保険料を負担し全員加入します。ただし、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生は、学務部学生支援課で各自で加入してください。(保険料は個人負担です。)

② 外国人留学生（インバウンド留学生向け）インバウンド付帯学総

◎ 外国大学留学生（インバウンド留学生）のインバウンド専門学部
がいこくじゅうがくせい
りゅうがくせい
あんしん
ほん
りゅうがくせいのかつ
おく
外国人留学生（インバウンド留学生）がより安心して日本での留学生活を送れ

るよう^に、加入しやすい保険制度を日本国際教育支援協会が創設しました。この保険は、正課・学校行事・キャンパス内等における傷害事故の補償に加え病気や救護者費用、賠償責任等の補償を充実させた保険制度です。加入希望者は、学務部学生支援課で申し込んでください。

③ 留学生保障制度

岐阜大学消費生活協同組合では、火災共済、海外旅行傷害保険のほかに、怪我や病気で入院、通院したときに保障される生命共済も取り扱っています。必要と思われる方は、生協に問い合わせをしてください。

(3) 公共交通機関

① 学割

正規生の学生は公共交通機関で学割を使う事ができます。学割証の交付を受けようとする場合には、学務部・大学会館の証明書自動発行機で発行してください。

② アユカ

岐阜バスのバスカードです。生協で購入できます。



(4) 安全な暮らし

① 交通ルール

交通事故が多発しています。事故には十分、気をつけて生活してください。

② 自転車の運転

岐阜大学での生活で自転車は大変便利です。日本の交通ルールに従って運転してください。また、自転車を購入した時は、購入した店で防犯登録を行ってください。また、盗難が多いので、必ず鍵をかけてください。自転車を駐輪する場合には、必ず決められた場所に止めてください。

③ 自動車・バイクの運転

留学生が日本で運転をすることは、あまりお勧めできません。特に日本に来たばかりの学生は、日本の交通事情になれてないので、事故が起りやすく危険です。事故を起こした場合、多額なお金が必要になる場合もあります。どうしても、運転の必要がある場合には、まず、指導教員に相談してください。自動車・バイクを運転する時は、運転免許証が必要です。

注1) 運転免許証の取得

日本で、運転免許証を取得する場合には、自動車教習場に通って、運転免許試験場で学科試験だけを受ける方法（実技試験は免除）と運転免許試験場で学科、実技試験を受けて取得する方法と国際免許からの書換えの方法があります。

また、ジュネーブ条約に基づいた国際自動車運転免許証なら運転も可能です。ただし、有効期間は、発給日から1年以内、かつ日本上陸日から1年以内です。母国で



更新手続きをしても出国から3か月以内に戻ると日本で運転ができません。その場合には、国際免許から日本の免許の書き換えもできません。

注2) 自動車・バイクを所有した場合

自動車・バイクの保険に加入する必要があります。「自動車損害賠償責任保険」と「任意保険」の2種類があり、「自動車損害賠償責任保険」は、加入する事が義務づけられています。「自動車損害賠償責任保険」では、多額な賠償金を負担することはできませんので、事故を起した場合に備えて、任意保険にも加入する必要があります。

注3) 駐車許可証

岐阜大学に車で入構する場合、入構許可証の発行を受け、パスカードを所持しなければなりません。各所属学部・研究科の担当係で手続きしてください。

④ 交通事故にあった場合

万が一事故にあつたら、落ち着いて次の行動をとってください。

- (1) 負傷者が出了場合には、直ちに救急車を呼んでください。(TEL: 119)
- (2) 警察(TEL: 110)に連絡し、交通事故証明をもらってください。
- (3) 道路上の危険物を除去してください。
- (4) 相手の車のナンバー、氏名・住所・電話番号、生年月日、勤務先を必ず聞いてメモしておいてください。
- (5) 所属学部・研究科に届出をしてください。

⑤ 防災

日本は、地震の多い国です。地震が起きた時、どうするのか、どこが避難場所なのか、事前に調べておいてください。岐阜大学では定期的に防災訓練を行っていますので、参加してください。



IX. 家族

家族を呼び寄せて一緒に暮す事は、安心感や勉学の精神的支えになりますが、家族の日常問題が留学生の負担になることもあります。また、来日したばかりで、日本の生活に慣れていない時期に、家族を呼び寄せる事は、お勧めできません。



1. 家族ビザ

(1) 申請

家族を日本へ呼び寄せる場合、家族のために在留資格「家族滞在」を得る必要があります。この在留資格の対象者は、留学生の扶養を受ける配偶者と子供です。留学生が、安定的・継続的な扶養能力がある事を必要とされています。詳細は、グローカル推進機構留学支援室に聞いてください。

(2) 更新

「家族滞在」の在留資格にも在留期間があります。期限が近くなったら出入国在留管理局で更新手続きをしてください。

(3) 出生

留学生夫婦（ともに外国籍）の間に子供が生まれた場合、14日以内に市町村へ出生届を提出するとともに、出生の日から30日以内に、その子供の在留資格取得の申請をしなければなりません。申請は、子供の両親のどちらかが、出入国在留管理局で行ってください。

2. 子供の教育

(1) 保育園（所）

保育園（所）は、両親が仕事のため、昼間子供の世話をできない場合に乳幼児を預ける所です。入園手続、保育料など詳細は、岐阜市子ども保育課に問い合わせてください。（TEL:058-214-2143）

(2) 幼稚園

幼稚園は、3歳から小学校入学年齢までの幼児が入園対象となっています。申し込み方法や入園料は、市立・私立によって異なります。各幼稚園に問い合わせてください。



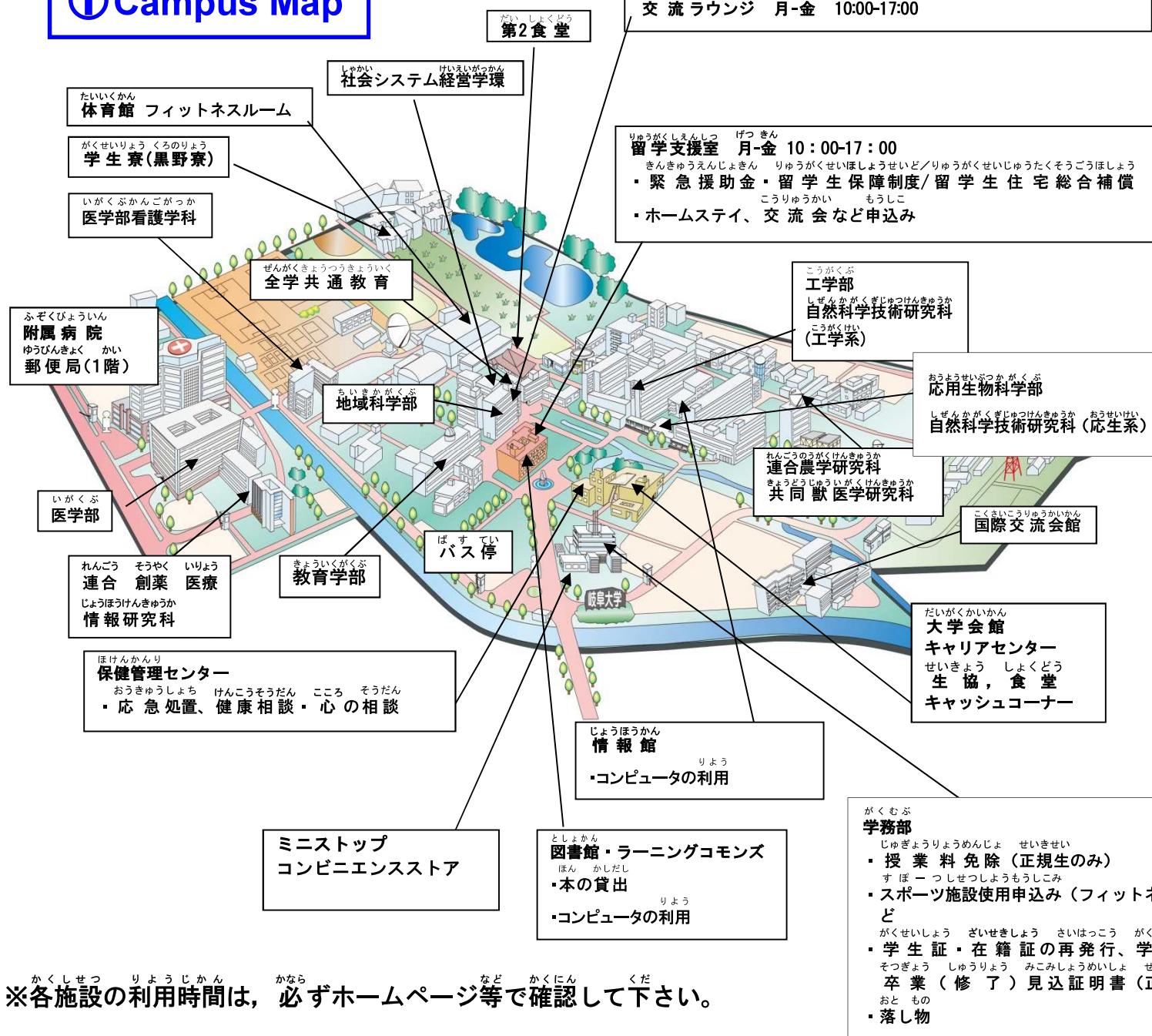
(3) 小・中学校

日本では、子供を小・中学校に就学させる義務がありますが、外国籍の方は就学させる義務はありません。しかし、希望すれば入学できます。申請手続きや詳細は、岐阜市教育委員会学校指導課に問い合わせてください。（TEL:058-214-7156）

3. 家族の就労

「家族滞在」の在留資格でパートタイム労働やアルバイト、就労は原則としてできません。1週間に28時間以内なら出入国在留管理局で「資格外活動許可」の申請をして許可された場合は可能です。

Campus Map



グローカル推進機構 日本語・日本文化教育センター（4F）
こりゅう げつ きん
交 流 ラウンジ 月-金 10:00-17:00

がくぶ／だいがくいん じむしつ てつづ 学部/大学院の事務室での手続き

けいじばん まいにちみ たいせつ
・掲示板を毎日見てください。大切な
し

お知らせがあります。

しゅつにゅうこくさいりゅうかんりきょくていしゅつしょい

・出入国在留管理局提出書類
しかくがいかつどう きょかしんせい

・資格外活動(アルバイト)許可申請
いちじゅっことどけ たいせつ

・一時出国届

しょうがくきん かん

・奨学金に関すること

じゅぎょうりょう かん

・授業料に関すること

ほんご

・日本語コース

りしゅうとうろく

・履修登録

しょうがくきんじゅきゅうしょめいしょしんせい

・奨学金受給証明書申請

せいせきしょめいしょはつこう

・成績証明書発行

じゅうしょへんこう とどけ

・住所変更の届

じこ とどけ

・事故などの届

ちゅうしゃきょか こくさいこうりゅうかいかん す

・駐車許可(国際交流会館に住んでい
ひとりゅうがくいんしつ)

る人は留学支援室へ)

にゅうがくしけん かん

・入学試験に関すること

きゅううがく たいがくなど かん

・休学・退学等に関することなど

ひせきせい さいせきしょめいしょ

・非正規生の在籍証明書

こくさいこうりゅうかいかん にゅうきょしんせい

・国際交流会館の入居申請

がくむぶ
学務部
じゅぎょうりょうめんじょ せいきせ
・授業料免除(正規生のみ)
すぼーつしせつしょもうしこみ
・スポーツ施設使用申込み(フィットネスルーム, プール, 体育館, テニスコート)など
がくせいしょう ざいせきしょう さいはっこう がくわり ざいがくしょめいしょ
・学生証・在籍証の再発行、学割、在学証明書、
そつぎょう しゅうりょう みこみしょめいしょ せいきせ はっこう
卒業(修了)見込証明書(正規生のみ)発行
おともの
・落し物

ざいりゅうてつづ いちらん
在留手続き一覧

てつづくぶん 手続き区分	ひつようしょるい 必要書類	しんせいばしょ 申請場所
1. 転入届	(1) 在留カード (2) パスポート ※ 日本入国日/引越し完了日より14日以内に行うこと	ぎふしやくしょかい 岐阜市役所1階 しみんか 市民課
2. 国民健康保険	てんにゅうとどけ ていしゆつ おこな さい かにゅうてつづ 転入届の提出を行った際に、加入手続きをしてください	ぎふしやくしょかい 岐阜市役所2階 こくほねんきんか 国保・年金課
3. 国民年金	くわ しやくしょ こくほ ねんきんか しょくいん き 詳しくは市役所の国保・年金課の職員へ聞いてください	
4. 在留期間の更新	(1) 在留期間更新許可申請書 (2) 在学証明書 (3) 成績証明書 研究生の場合は研究内容が記載された証明書 (大学の学部で発行された物) (4) 経費支弁能力証明書 (5) パスポート (6) 在留カード (7) 手数料 4,000円(収入印紙を購入)	しゆつにゅうこく ざいりゅう 出入国在留 かんりきょく 管理局
5. 資格外活動許可 (アルバイト)	(1) 資格外活動許可申請書 (2) パスポート (3) 在留カード (4) 活動の内容を明らかにする書類(許可の種類(包括許可 /個別許可)により異なる。※手数料は不要)	しゆつにゅうこく ざいりゅう 出入国在留 かんりきょく 管理局
6. 再入国について (1年未満で日本へ戻 る場合: みなし再 入国制度)	ほんしゅっくさいにゅうこくじかなら 日本出国/再入国時は必ず 在留カードを持参すること。 また、出国の際、再入国出国 記録の該当欄にチェックを入れること。 ただし、出国後1年以内に在留期間が満了する場合、 再入国情限はその在留期限までとなります。 ※手数料は不要 ねんいじょうほんはな 1年以上日本を離れる場合は必ず再入国許可申請が必要	しゆつにゅうこく ざいりゅう 出入国在留 かんりきょく 管理局

<p>ねんいじょうにほん はな (1年以上日本を離れる ばあい さいにゅうこく きょか 場合 : 再入国 許可 しんせい 申請)</p>	<p>になります。 しんせい ひつよう か き てん 申請に必要なものは下記5点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 再入国許可申請書 (2) パスポート (3) 在留カード (4) 学生証又は在学証明書 (5) 手数料 3, 000円 (1回) (収入印紙を購入) 	
<p>ざいりゅうしかく へんこう 7. 在留資格の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在留資格変更許可申請書 (2) 在留資格別立証書類 (申請理由を証明する資料) (3) パスポート (4) 在留カード (5) 手数料 4, 000円 (収入印紙を購入) 	しゅつにゅうこく ざいりゅう 出入国 在留 かんりきょく 管理局
<p>かぞく よ よ 8. 家族の呼び寄せ</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在留資格認定証明書交付申請書 (2) 留学生(扶養者)と申請人である家族との身分関係を証する文書(戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等のいずれかで扶養者との身分関係の記載のあるもの) (3) 留学生(扶養者)の在留カード(又はパスポートの写し) (4) 留学生(扶養者)の収入証する文書(留学生が家族の生活費用を支弁できる事を証するもの) ＊ 留学生(扶養者)の在学証明証 ＊ 留学生(扶養者)名義の預金残高証明書又は送金事実を証明する文書 ＊ 給付金額及び給付期間を明示した奨学給付に関する証明書 (5) 返信用封筒 (簡易書留として404円分の切手を定型封筒に貼る) 	しゅつにゅうこく ざいりゅう 出入国 在留 かんりきょく 管理局

※在留手続きに関する詳細は、出入国在留管理庁のホームページ（多くの言語に対応しています。）をご覧ください。

★出入国在留管理庁のホームページ

